構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会(第2回)議事要旨

1.日 時:平成17年12月26日(月)16:00~18:30

2.場 所:国土交通省3号館10階共用会議室(東京都千代田区)

3.出席者

委員

座長 巽 和夫 京都大学名誉教授 座長代理 小谷 俊介 千葉大学教授

穐山 精吾 NPO法人全国マンション管理組合連合会会長

井出 降雄 ジャーナリスト 大河内 美保 主婦連合会副会長 嶌 信彦 ジャーナリスト 白石 真澄 東洋大学助教授 野城 智也 東京大学教授

山田 勝利 前第二東京弁護士会会長、前日弁連副会長

和田 章 東京工業大学教授

事務局

佐藤事務次官、渡邊政策統括官、青木総括監察官、鈴木政策評価官他 その他

愛知県 山北康雄 理事

台東区 橿尾恒次 都市づくり部長

日本 E R I 株式会社 鈴木崇英 代表取締役

イーホームズ株式会社 藤田東吾 代表取締役

住宅局 伊藤住宅局総務課長、小川建築指導課長他

4.議 題

- (1)特定行政庁・指定確認検査機関ヒアリング
- (2)その他
- 5.議事概要(速報版のため、後日修正の可能性あり)

議事に関連しての委員からの主な発言概要

(は委員の発言、 はヒアリング対象者からの発言)

(1)特定行政庁・指定確認検査機関ヒアリング(愛知県、台東区、日本 ERI ㈱、 イーホームズ(株))

指定確認検査機関においては、どのような理念に基づいて業務をしているのかを明らかにするべきである。

台東区、ERI、イーホームズから委員限りの資料として提出を受けたが、本 委員会が原則公開であることから、資料についても原則公開にするべきであ る。仮に委員限りにするとしても、まず内容を見てから内容を判断したい。

今後、委員限りの資料については、座長と事務局にて個人情報にあたる部分を判断し、当該部分については墨塗りし、事後的にも公開請求があれば、公開するという形をとるべきではないか。

委員限りの資料の取り扱いについては今後検討することとしたい。

構造計算ソフトを自社で購入したとのことだがこれは本件が発覚した後に 購入したものか。また、事前に、構造計算ソフトを走らせていれば、今回の 件は生じていなかったか。

11 月末に購入した。もし、平成 12 年、13 年の時期に、改ざん・偽装がありうるというコンセンサスがあれば計算をしていた。

データを提供してもらったとしても、構造計算については、完全に復元することはすることは難しい。

ERI が所持しているいくつかの計算ソフトによって、一つの建物を一貫計算した場合、全てが同じ結果になるか。

それぞれ違う計算結果が出る。

建築確認は建築基準法で定めている要求条件を満たしているかどうかを確認する業務である。建築基準法で定められている構造に関する規定は、構造物がどういう条件を満たさないといけないかという最低の条件が定められているが、構造計算方法は規定されていない。従って、技術者が使うマニュアルによって様々な計算結果が出るので、一つ一つそういうところまで確認を行うことは事実上不可能であるので、今後、建築確認はどこまでやるのかということを検討することは重要である。

特定行政庁は指定確認検査機関をどのように評価しているのか。

一人あたりの処理件数は民間の検査機関に比べると遙かに少なく、民間の 大手に比べると、主事も、ゼネコン出身者や設計のプロの経験者はいない。 行政としては民間がやってくくれればよいと思うが、民間確認検査機関は、利益を重視することと、適切な時間をかけて建築確認を行うことを両立することは難しいと思う。

指定確認検査機関に問題があったら、特定行政庁としても負担を強いられる可能性もあるが、このような場合、指定確認検査機関に対して何らかの対応をとるべきである。

指定確認検査機関は業務を行う上で何を売りにしているのか。

時間をかけ、厳正な審査を行っている。指定確認検査機関に全てをチェックする義務があるとするならば、非常に大きなコストがかかる。

民間の検査機関においては、行政よりも多様な評価手法を持っており、行政以上の審査能力を持っている。今回の件で確認検査業務が行政に戻るというならば全くのナンセンスである。

今回の件は、極めて特別な事態なのか。全体としてこれだけなのかということが非常に不安である。

ごく一部の者の責任である。大臣認定のプログラムが改ざんされないようにすれば今回の事態は防ぐことができると考えている。

11月28日にERIは構造計算ソフトを購入したとのことだが、愛知県、台東区、イーホームズはソフトを導入したか。

現在検討中である。

3 種類のソフトを購入する。また、職員の他にJASCA等の専門家に委託している。

本件が生じてから購入している。なお、大臣認定プログラムは 106 種類あり、同じプログラムを使用した場合でも仮定条件により、計算結果が異なってくる。

ERIは今回の偽装が契機となって構造計算ソフトを購入したのか。将来の検査のためには使わないのか。

過去のものの検証にも今後の検査においても使う。同じデータを入力し不整合が出た場合、その部分について説明を求めるために使用する。

本委員会においてもこれだけ議論を重ねても、「計算」の話ばかりになって

しまう。もっと図面を見て確認するべきであったのではないか。

ベテラン担当者に聞いたところ、構造設計業務をやっていた頃には感覚が研ぎ澄まされるため確認することができたが、審査のみを担当するようになってからはそのような感覚が鈍ってきてしまったということであった。

確認検査制度の中においては、図面と書類の整合性を確認するものなので、図面がおかしくても差し戻すとことはできない

中間検査は図面よりも現場で問題点が分かるのではないだろうか。今回の問題点を見抜けなかったとすると定期検査事態が機能していないのではないだろうか。特に完工検査はできたものを見ても問題が目に見えるものではないのではないか。

建築確認は必要条件であって、必要十分条件ではない。

何故、曲げモーメントの図化を構造設計者に要求をしないのか。

時間の制約から、以下の委員の質問事項については、被質問者にて回答を作成し、次回委員会資料として提出することとなった。

以下の点についてお伺いしたい。

- ・ ERIがガソリンスタンドなどの工作物の構造審査もやっていると聞いたが、工作物等が全体に占める割合が分かるデータを提供して頂きたい。
- ・ 愛知県、台東区におかれては、再発防止策について、具体的に、詳細 に何をするのかが分かる資料を提出していただきたい。

以下の点についてお伺いしたい。

- ・ 最新のデータ(「建築設計事務所による構造計算書の偽装とその対応 について」)を毎回提出してもらいたい。
- ・ 姉歯以外の物件についてどの程度偽装が行われているのかが分かる資料を出していただきたい。
- ・ 住民からの検査要求がどれくらい寄せられているかが分かる資料を提出していただきたい。

- ・ 住民対策の費用負担が地方自治体間で異なっているようだが、現状が どのようになっているかが分かる資料を提出していただきたい。
- 指定確認検査機関においては、今回の様なリスクに対してどのように 保険をかけているのかが分かる資料を提出していただきたい。

以下の点についてお伺いしたい。

- ・ 建築基準法の「1」という数値をどのように考えているか。建築基準法上の 1.0 という数値は最低限守るべき数値であり、1.0 以上が当たり前と思えるが、ERI、イーホームズにおいてはこのことについてどう考えるか。
- ・ さきほどイーホームズが国土交通省に対して批判をしていたが、これ に対する反論があれば伺いたい。
- ・ 事務処理費(1件当たりの時間・費用)はどのくらいなのかが分かる 資料を提出していただきたい

マンション住民の代表として申したい。本日の議論を聞いていても、何に責任があるのかが全く見えてこない。マンションを購入すると言うことは、一般人にとっては、人生最大の買い物である。このことについて、どのような考えのもと、検査・確認を行っているのかをお聞きしたい。

愛知県、台東区、ERI及びイーホームズにおいては、イーホームズからの提案のあった大臣認定プログラムを改竄できないようにすること及びERI提出資料3 - 9に記載の対応策についての評価を聞きたい。

4 者が講じている対応のそれぞれの項目について、それぞれ 4 者がどのように考えているかが分かれば非常に有益である。

(2) その他

次回は建築・不動産関係者から聴き取りを行うこととなった。一般設計・構造設計・施工・販売の分野を対象とし、どの機関から聴き取りを行うかは座長に一任されることになった。

また、ヒアリング対象者に被害を受けたマンション住民が入っていないので、対象にするべきであるとの意見が出たので検討をすることとなった。

また、座長より、本委員会に構造計算書偽装問題に関する検査・確認体制の改善に資する情報提供窓口を設置することについてのご提案があり、委員からは特段の異論は無かったため、本委員会に通報窓口を設置することとなった。なお、運用についての検討は、座長指示のもと事務局にて行うこととなった。

その他の意見

イーホームズ㈱におかれては、説明の際に用いたパネルを文書にて提出 していただきたい。

今までの議論を踏まえ、各委員の意見要望を募り、事務局に連絡したい。

次回会議において、今までの議論を踏まえた自由討議を行うこととなっているが、時間も限られているため、書面でご意見をいただき、座長のところで整理をすることとなっている。

(文責:国土交通省政策評価官室)